

富士見町森林整備計画 変更計画書

(令和6年4月1日変更)

計画期間 自 令和5年4月1日
至 令和15年3月31日

長野県
富士見町

森林法（昭和26年6月26日付け法律第249号）に基づき富士見町森林整備計画を変更する。
なお、富士見町森林整備計画の変更は、令和6年4月1日にその効力を生ずるものとする。

変更理由

I 基本的事項

1 森林整備の現状と課題

(1) 地域の概況

- ・各数値を令和5年の概況に変更（P1）

(2) 森林・林業の現状

- ・官行造林の返地等に伴う計画の対象とする森林の区域と面積の変更に伴い、[①地域の森林資源の状況、②森林の所有形態、④林内路網の整備状況、⑤保安林の配備の実施状況]の各数値を変更（P1～5）
- ・[③林業労働力の現状]を令和5年の現状に変更（P3～4）

2 森林整備の基本方針

(2) 計画期間内で特に森林・林業に関し取組むこと

- ・第6次富士見町計画に基づき取り組む事項の追加、及び森林面積の変更に伴い記載内容の変更（P6）

II 森林の整備

第2 造林

- ・2050年カーボンニュートラル実現に向けた記載を追加（P11）

第4 公益的機能別施業森林及び木材生産機能維持増進森林

- ・官行造林の返地等に伴い、【別表2】の面積を変更（P23・24）
- ・【別表1】、【別表2】、【別表3】の欄外に制限林における施業の注意事項を追加（P23・25）

V その他森林の整備に必要な事項

2 生活環境の整備

- ・町単独事業の取り組みの追加（P34）

4 森林の総合利用の推進

- ・第6次富士見町総合計画に基づく森林の観光利用についての文章を追加。（P35）

5 住民参加による森林の整備

(1) 地域住民参加による取組

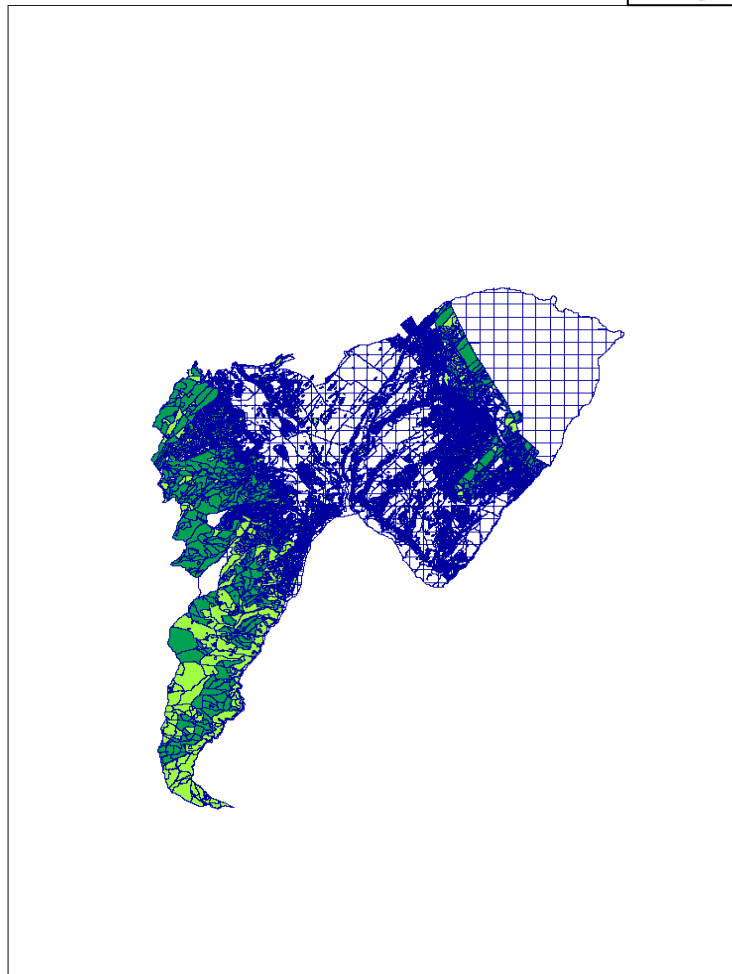
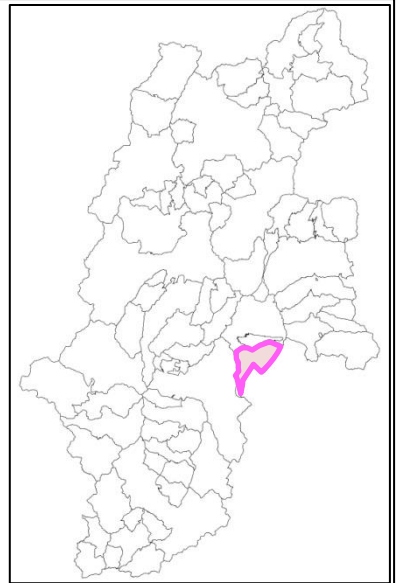
- ・町単独補助事業に係る文章を追加（P35）

別紙

市町村森林整備計画概要図

- ・官行造林の返地等に伴う計画の対象とする森林の区域の変更に伴い、各図面を変更。

市町村位置図



S=1:100,000

富士見町

目 次

	頁
I 基本的事項	
1 森林整備の現状と課題	1
(1) 地域の概況	
(2) 森林・林業の現状	
(3) 森林・林業の課題	
2 森林整備の基本方針	5
(1) 地域の目指すべき森林資源の姿	
(2) 計画期間内で特に森林・林業に関し取り組むこと	
3 森林施業の合理化に関する基本方針	7
II 森林の整備	
第1 森林の立木竹の伐採（間伐を除く）	7
1 樹種別の立木の標準伐期齢	7
2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法	7
3 その他	10
第2 造林	11
1 人工造林	11
(1) 対象樹種	
(2) 方法	
(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間	
2 天然更新	12
(1) 対象樹種	
(2) 方法	
(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間	
3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林	16
(1) 植栽によらなければ的確な更新が困難な森林の基準	16
(2) 植栽によらなければ的確な更新が困難な森林の所在	17
4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	17
(1) 造林の対象樹種	
(2) 生育し得る最大の立木の本数	
第3 間伐及び保育	18
1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	18
(1) 主要樹種別の間伐を実施すべき林齢	
(2) 間伐の標準的な方法	
2 保育の種類別の標準的な方法	19
3 その他	20
第4 公益的機能別施業森林及び木材生産機能維持増進森林	20
1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	20
(1) 水源涵養機能維持増進森林	
(2) 山地災害防止/土壌保全、快適環境形成、保健文化及び水源涵養機能維持増進森林以外の森林	

2	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法	2 2
	(1) 区域の設定	
	(2) 森林施業の方法	
3	その他	2 5
	(1) 施業実施協定の締結の促進方法	
第5	委託を受けて行う森林施業又は経営の実施の促進	2 5
1	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	2 6
2	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	2 6
3	森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	2 6
4	森林経営管理制度の活用に関する事項	2 6
第6	森林施業の共同化の促進	2 6
1	森林施業の共同化の促進に関する方針	2 6
2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	2 7
3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	2 7
4	その他	2 7
第7	作業路網その他の森林整備に必要な施設	2 8
1	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システム	2 8
2	路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域	2 8
3	作業路網の整備	2 8
	(1) 基幹路網	
	(2) 細部路網	
第8	その他	2 9
1	林業に従事する者の養成及び確保	2 9
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進	2 9
3	林産物の利用促進に必要な施設の整備	3 0
III	森林の保護	
第1	鳥獣害の防止	3 0
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	3 0
	(1) 区域の設定	
	(2) 鳥獣害の防止方法	
2	その他	3 0
第2	森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護	3 1
1	森林病虫害の駆除及び予防の方法	3 1
2	鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）	3 1
3	林野火災の予防の方法	3 1
4	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	3 2
5	林地開発について	3 2
	(1) 許可の対象となる開発行為について	

- (2) 許可の対象にならない開発行為について
- (3) 開発事業区域周辺林地の伐採について

IV 森林の保健機能の増進

- 1 保健機能森林の区域 3 3
- 2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業方法 3 3
- 3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備 3 4

V その他森林の整備に必要な事項

- 1 森林経営計画の作成 3 4
- 2 生活環境の整備 3 4
- 3 森林整備を通じた地域振興 3 5
- 4 森林の総合利用の推進 3 5
- 5 住民参加による森林の整備 3 5
- 6 森林経営管理制度に基づく事業 3 5
- 7 ライフライン等保全対策事業に関する事項 3 5
- 8 河畔林整備事業に関する事項 3 5
- 9 その他必要な事項 3 6

VI 参考資料

- 1 人口及び就業構造
- 2 土地利用
- 3 森林転用面積
- 4 森林資源の現況等
- 5 林産物の生産概況
- 6 森林経営管理制度による経営管理権の設定状況

I 基本的事項

1 森林整備の現状と課題

(1) 地域の概況

◇位置（富士見町役場）

東経 138° 14' 27" 北緯 35° 54' 53" 海拔977m

◇面積

144.76 km²（東西14.7km、南北25.7km、周囲76.0km）

◇土地の地目別面積＜令和5年1月1日現在＞

田	畑	宅地	山林	原野	その他
12.64k m ²	7.00k m ²	8.22k m ²	59.75k m ²	14.14k m ²	43.01k m ²

◇気象

平均気圧	気温			年間総降水量	風速平均	湿度平均
	平均	最高	最低			
927.3hpa (現地気圧)	10.3℃	34.4℃	-12.3℃	972.5 mm	3.1m/s	72.3%

◇地形・地質

本町は、長野県の南東部に位置し、山梨県北杜市との県境にあり、北は茅野市、原村、西は伊那市に隣接しており、東には八ヶ岳連峰、西には赤石山脈があり、富士川と天竜川の分水嶺をなす高原の町である。東部はなだらかな傾斜地で、西部は平地の少ない起伏に富んだ地形である。年間平均気温は10℃前後であり、冬は三寒四温が繰り返されるが、年間を通じて冷涼な日々が多く、夏は高原特有の涼風が吹く。

地質は、糸魚川－静岡構造線と中央構造線が交わる地点にあり、安山岩やローム等が広く分布している。

(2) 森林・林業の現状

① 地域の森林資源

本町の総面積は、144km²であり、森林に恵まれており森林面積は、10,152haで総面積の約70%を占めている。

内訳は、国有林2,287ha（23%）、民有林7,865ha（77%）である。民有林の森林資源の構成は、カラマツ3,489ha（44.4%）、アカマツ1,295ha（16.5%）、その他針葉樹877ha（11.1%）、広葉樹1,937ha（24.6%）となっており、カラマツを主体とした人工林の面積は、4,193haであり、人工林率53.3%と県平均を上回っている。

【人天別森林資源表】

単位：面積 ha、蓄積 m³

民国別	資源量	人工林			天然生林				合計			
		針葉樹	広葉樹	計	針葉樹	広葉樹	未立木地等	計	針葉樹	広葉樹	未立木地等	計
民有林	面積	4,163.69	29.23	4,192.92	1,497.62	1,908.00	266.56	3672.18	5,661.31	1,937.23	266.56	7,865.10
	蓄積	1,167,756	3,073	1,170,829	360,805	231,662	229	592,696	1,528,561	234,735	229	1,763,525
国有林	面積	1,166.23	0.00	1,166.23	801.47	105.37	213.61	1,120.45	1,967.70	105.37	213.61	2,286.68
	蓄積	251,945	3,783	255,728	117,095	14,937	0.00	132,032	369,040	18,720	0.00	387,760
合計	面積	5,329.92	29.23	5,359.15	2299.09	2,013.37	480.17	4,792.63	7,629.01	2,042.60	480.17	10,151.78
	蓄積	1,419,701	6,856	1,426,557	477,900	246,599	229	724,728	1,897,601	253,455	229	2,151,285

注)「未立木地等」は、未立木地、伐採跡地、竹林、崩壊地、岩石地及び施設敷を含みます。

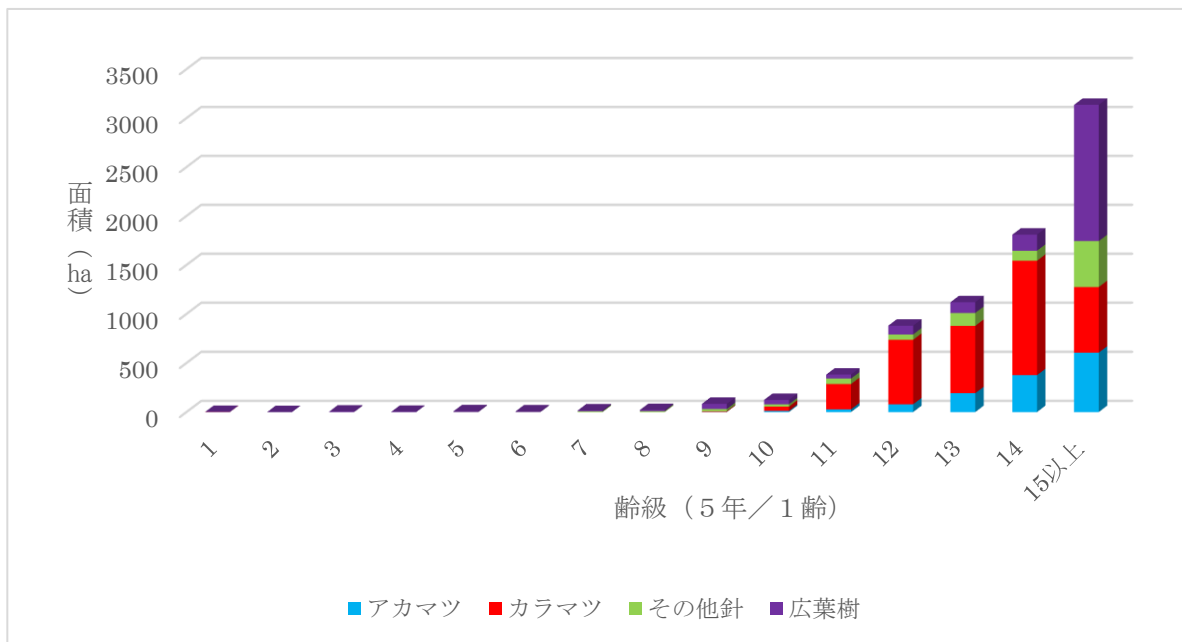
民有林の人工林割合 面積 53.3% 蓄積 66.4%

【民有林の樹種別構成表】

樹種	面積 (ha)			蓄積 (m ³)		
		比率	計画区内比率		比率	計画区内比率
アカマツ	1,295.05	16.5%	17.5%	326,142	18.5%	20.0%
カラマツ	3,489.32	44.4%	25.6%	1,012,026	57.4%	32.7%
スギ	53.30	0.7%	5.4%	18,243	1.0%	10.0%
ヒノキ	81.96	1.0%	13.6%	24,559	1.4%	15.2%
その他針葉樹	741.51	9.4%	2.7%	147,576	8.4%	3.2%
広葉樹	1937.40	24.6%	35.1%	234,750	13.3%	19.0%
未立木地等	266.56	3.4%	0.1%	229	0%	0%
計	7865.10	100%	-	1,763,296	100%	-

注)「比率」は、富士見町の森林に占める樹種の割合です。「計画区内比率」は伊那谷計画区内の樹種ごとに占める割合です。

【民有林の齢級別構成グラフ】



齢級別構成は、10 齢級～15 齢級以上が大半を占める構成となっている。

② 森林の所有形態

個人所有林が最も多く、森林所有面積の3分の1以上を占めている。

【民有林の所有形態】

所有形態別		面積		蓄積	
		面積	割合	蓄積	割合
公有林	県	302.05ha	3.8%	76,796m ³	4.4%
	市町村	573.92ha	7.3%	139,183m ³	7.9%
	財産区	1,013.36ha	12.9%	290,175m ³	16.5%
	計	1,889.33ha	24.0%	506,154m ³	28.7%
私有林	集落有林	569.29ha	7.2%	125,187m ³	7.1%
	団体有林	257.29ha	3.3%	62,244m ³	3.5%
	その他	5,149.19ha	65.5%	1,069,940m ³	60.7%
	計	5,975.77ha	76.0%	1,257,371m ³	71.3%
合計		7,865.10ha	100%	1,763,525m ³	100%

③ 林業労働力の現状

現在3事業体が町と協力して森林整備に取り組んでいる状況。

【事業体別林業従事者数】

区分	組合・事業者数	従業者数(人)		備考
		合計	うち作業員数(人)	
森林組合	1	21	12	
素材生産業	2	16	13	
合計	3	37	25	

【林業機械等設置状況】

機 械 名	保有台数(台)
集材機	1
モノケーブル	0
リモコンウインチ	4
自走式搬器	1
運材車	0
ホイールトラクタ	0
動力枝内機	0
トラック	4
グラップルクレーン	0
フェラーバンチャ	1
スキッド	0
プロセッサ	1
グラップルソー	0
ハーベスタ	2
フォワーダ	4
タワーヤーダ	0
スイングヤーダ	2
合 計	20

※林業事業体の機械保有台数状況

④ 林内路網の整備状況

林道は10路線、森林作業道は15路線。

【路網整備状況(令和3年度末)】

区 分	路 線 数	延 長		密 度	
			うち舗装		
基 幹 路 網	公 道	0 路線	0km	0km	0m/ha
	林 道	10 路線	37.09km	7.86km	4.72m/ha
	林業専用道	0 路線	0km	0km	0m/ha
	計	10 路線	37.09km	7.86km	4.72m/ha
森林作業道		15 路線	131.44km	0km	16.71m/ha
合計		25 路線	168.53km	7.86km	21.43m/ha

⑤ 保安林の配備の実施状況

【保安林配備状況】

保安林種	面積	民有林に占める割合
水源かん養保安林	2,049.72ha	26.06%
土砂流出防備保安林	922.40ha	11.73%
土砂崩壊防備保安林	1.80ha	0.02%
防風保安林	2.17ha	0.03%
水害防備保安林	1.22ha	0.02%
干害防備保安林	0ha	0%
落石防止保安林	0ha	0%
保健保安林	0ha	0%
風致保安林	0ha	0%
合計	2,977.32ha	37.85%

⑥ 地域の取り組み状況

- ・区有林、財産区有林等では、計画的に出払い作業等で森林整備（枝払い）などを実施している。
- ・平成 27 年度からカゴメ(株)と町有林にて、県の森林の里親制度に沿って森林整備協定を締結し、入笠山の町有林（カゴメの森）の植栽活動や下草刈りを実施している。

(3) 森林・林業の課題

昨今、森林に対する住民の意識・価値観が多様化し、求められる機能が多くなっていることから、林業生産活動のみならず、環境保全を配慮した積極的な森林整備が必要になってきている。しかし、森林の整備状況は、公有林や財産区有林等で進んでいるが、規模が零細で分散している個人有林では、所有者の高齢化、後継者不足等から整備が進んでいない状況である。

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

地域の目指すべき森林資源の姿と、その目指す姿に誘導する森林整備の基本的な考え方及び施業の方法は、伊那谷地域森林計画の「【表 2-1】森林の有する機能ごとの森林整備及び保全の基本方針」に即すこととします。

具体的には、下表のとおり目指すべき森林を地区ごとに定め、望ましい森林資源の姿に誘導もしくは維持します。

なお、各地区は、「Ⅱ 第 4 公益的機能別施業森林及び木材生産機能維持増進森林」の区域と一致するものです。

【地区ごとの目指すべき森林の姿と施業の方針、方法】

地区名	目指すべき森林の姿 (森林の有する機能)	森林の現状	施業の方針	計画期間内の 主な施業の方法	設定理由
西山	水源涵養林	達成未達成	誘導維持	間伐	本町の必要な水源
	山地災害防止/ 土壌保全機能	達成未達成	誘導維持	間伐	保安林に指定されており、 林床裸地化を防ぐため
八ヶ岳山麓	水源涵養林	達成未達成	誘導維持	間伐	別荘地が多く、地域の快適 環境を保全するため

また、地域住民の憩いの場、自然とのふれあいの場となる森林は、保健・レクリエーション機能を重複した整備を推進します。

【森林の有する機能一覧表】

森林の有する機能	森林の整備及び保全の目標(望ましい姿)
水源涵養機能 <small>かん</small>	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄えるすき間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林
山地災害防止/土壌保全機能	下層植生が生育するための空間が確保され適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林
快適環境形成機能	大気浄化、騒音や風を防ぐなど快適な生活環境を形成するために、樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林及び汚染物質の吸着能力が高く、かつ、抵抗性があり、葉量の多い樹種によって構成されている森林
保健・レクリエーション機能	原生的な自然環境を構成し、学術的に貴重な動植物の生息、生育に適している森林、身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いの場を提供している森林であり、必要に応じて保健休養活動に適した施設が整備されている森林
文化機能	街並み、史跡、名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であり、必要に応じて文化・教育的活動に適した施設が整備されている森林
木材生産機能	林材の生産に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、二酸化炭素の固定能力が高い成長量を有する森林であって、路網等の基施設が適切に整備されている森林
生物多様性保全機能	原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林であって、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する森林。

(2) 計画期間内で特に森林・林業に関し取り組むこと

本町の森林整備については、森林整備(間伐)が行われていない地域(3,000ha)を優先的に令和5年度までに2,198haの整備が進んでいる。小規模の個人有林の集約化により「森林経営計画制度」に基づく森林整備と、森林環境税・譲与税事業による集落周辺の里山の整備を地域別に進め、残り802haの整備を計画的に取り組む。

また、第6次富士見町総合計画に基づき、以下の事項について取り組む。

- ① 林業事業者との連携により集約化を進め、搬出や間伐などの施業を推進するとともに、伐期を迎える森林の継続的な活用と保全ができる体制を構築します。
- ② 整備した森林において「J-クレジット」の認証を受け、クレジットを販売した収益を財源として、新たに森林整備・森林の再生に注力することで持続可能な森林経営を目指します。
- ③ 森林整備により、ニホンザル等の有害鳥獣との緩衝帯を設けることで人と動物の棲み分けを行い、有害鳥獣が里に近づきにくい環境づくりを進めます。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

南信森林管理署、諏訪地域振興局、町、森林所有者、森林組合等林業関係者及び木材産業関係者の間で相互に合意形成を図りつつ、地域一体となって集約化を進めるとともに、集約化した森林は、確実に森林経営計画を立てることとし、持続的な森林経営を推進します。

また、林業従事者及び後継者の育成・確保、作業路網の整備など林業関係者等が一体となって、長期目標に立った諸施策を計画的に実行します。

II 森林の整備

第1 森林の立木竹の伐採（間伐を除く）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

標準伐期齢は、平均成長量が最大となる年齢を基準に下表のとおり定めます。

なお、標準伐期齢は地域を通じた立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものですが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではありません。

【樹種ごとの標準伐期齢等】

区分	樹種	標準伐期齢	伐期の延長を推進すべき森林の伐期齢	長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢
針葉樹	カラマツ	40年	50年以上	おおむね80年以上
	アカマツ	40年	50年以上	おおむね80年以上
	スギ	40年	50年以上	おおむね80年以上
	ヒノキ	45年	55年以上	おおむね90年以上
	その他針葉樹	60年	70年以上	おおむね120年以上
広葉樹	クヌギ	15年	25年以上	おおむね30年以上
	ナラ類	20年	30年以上	おおむね40年以上
	ブナ	70年	80年以上	おおむね140年以上
	その他広葉樹	20年	30年以上	おおむね40年以上

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

立木竹の伐採のうち主伐については、あらかじめ伐採後の適切な更新の方法を定めた上で伐採を行うものとし、特に伐採後の更新を天然更新による場合は、天然稚樹の生育状況、母樹となる木の保存、種子の結実周期、野生鳥獣害の有無等を考慮することとします。

「更新」とは、伐採跡地（伐採により生じた無立木地）において、造林（人工造林又は天然更新）により更新樹種を育成し、再び立木地にすることをいいます。なお、主伐方法の選択に当たっては、更新方法及び成林の可否、並びに必要な初期保育施業までの費用負担等を総合的に検討することとします。

【主伐の区分】

区 分	主 伐 の 方 法 の 内 容
皆 伐	択伐以外のもの。
択 伐	<p>伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として、伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものとする。</p> <p>なお、ここで択伐とは、材積に係る伐採率が 30%以下の択伐をいう。（伐採後の造林が人工植栽による場合は 40%以下の択伐率）</p>

【主伐の留意事項】

区 分	留 意 事 項
共通事項	<p>① 伐採跡地が連続しないように、伐採跡地間には周辺森林の成木の樹高程度の幅（20m以上）を確保する。</p> <p>② 自然条件等により人工造林及び天然更新に相当の時間が必要な地域（例えば、標高が高い地域、積雪が多い地域等）は、大規模な伐採を避けるとともに、更新が完了するまで隣接地での伐採は行わない。</p> <p>③ 森林の公益的機能を保全するため必要がある場合には、所要の保護樹林帯を設置することとする。</p> <p>④ 伐採後の更新が天然更新による場合は、前生樹の発生状況や母樹の配置等に配慮する。</p> <p>⑤ 伐採後の更新がぼう芽更新による場合は、萌芽が難しい夏季の伐採は避けるとともに、良好な光条件を確保するため、根株に枝条等を集積して被覆しないこととする。</p> <p>⑥ 森林経営計画に基づいて施業を行う場合は、あらかじめ森林経営計画の認定を受けておく必要がある。</p>
皆 伐	<p>① 原則として傾斜が急な所、風害・雪害の気象害がある所、獣害の被害が激しいところは避け、確実に更新が図られるところで行うものとする。</p> <p>② 一箇所当たりの皆伐の上限面積は、20ha を超えないものとする。なお、出来るだけ小面積になるよう計画するものとする。</p> <p>③ 隣接する伐採跡地との間には、幅 20m以上（周辺森林の成木が 20m を超える場合は、樹高程度以上）の保残帯を設けること。</p> <p>④ ②、③に関わらず、気候、地形、土壌等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、伐採面積及び伐採区域のモザイク的配置に配慮すること。</p> <p>⑤ 次の土地に隣接する森林は、防災上の観点から 20m程度の緩衝帯を残すよう心掛けること。</p> <p style="padding-left: 40px;">河川、溪流沿いの水辺環境、耕作地 人家、工場等建造物、幹線道路、鉄道</p>

択 伐	<p>① 群状伐採にあつては、一箇所当たりの伐区面積は 0.05ha 未満とし、隣接する伐区との間は、20m以上離れていること。</p> <p>② 带状伐採にあつては、伐採する帯の幅は、10m未満とし、隣接する伐採帯との間は、20m以上離れていること。</p> <p>③ 森林の有する多面的機能の維持増進が図られる林分構成となるよう、一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとする。</p>
-----	---

なお、立木の伐採に当たっては、以下のアからオまでに留意してください。

ア 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保残等に努めます。

イ 森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間の距離として、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保します。

ウ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定めその方法を勘案して伐採を行うものとする。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮します。

エ 林地の保全、雪崩、落石等の防止、風害等の各種被害の防止、風致の維持等のため、溪流周辺や尾根筋等に保護樹帯を設置します。

オ 上記ア～エに定めるものを除き、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）のうち、立木の伐採方法に関する事項を踏まえることとします。

また、集材に当たっては、林地の保全等を図るため、地域森林計画第4の1（2）で定める「森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法」に適合したものとするとともに、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を踏まえ、現地に適した方法により行ってください。

3 その他

主伐が実施された場合、更新状況を下記のとおり確認します。

【更新の確認時期】

主伐の届出	更新方法	確認時期	確認者
伐採及び伐採後の造林の届出書	人工造林	伐採終了年度の翌年度の初日から2年を経過する日までの期間に確認する。	富士見町
	天然更新	伐採終了年度の翌年度の初日から5年を経過する日までの期間に確認する。	
森林経営計画に係る伐採等の届出書	人工造林	伐採終了年度の翌年度の初日から2年を経過する日までの期間に確認する。	富士見町 (県認定計画は地域振興局)
	天然更新	伐採終了年度の翌年度の初日から5年を経過する日までの期間に確認する。	

注) 「伐採及び伐採後の造林の届出書(以下「伐採届」という。)」を提出した森林については、伐採を完了した日から30日以内に「伐採に係る森林の状況報告書」の提出が義務付けられています。

また、伐採後に造林を伴う伐採の場合は、造林を完了した日から30日以内に「伐採後の造林に係る森林の状況報告書」の提出が義務付けられています。

確認方法は、「第2 造林」の更新完了の基準及び調査の方法のとおりとします。

なお、森林所有者等の届出者への指導・助言や確認調査にあたり必要がある場合は、諏訪地域振興局の林業普及指導員等(以下、林業普及指導員という。)の技術的な助言、協力を仰ぐこととします。

第2 造林

造林については、裸地状態を早期に解消して公益的機能の維持を図るため、更新されるべき期間内に行うものとし、その方法については、気候、地形、土壌等の自然条件等に応じて、人工造林又は天然更新によるものとし、特に、天然更新には不確実性が伴うことから、現地の状況を十分確認すること等により適切な更新方法を選択し、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林においては、人工造林によることとします。伐採後に適確な更新が図られていない伐採跡地については、それぞれの森林の状況に応じた方法により早急な更新を図ります。

また、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、CO₂の吸収効果の高い森林を目指すために、再造林が可能な森林においては主伐後の人工造林を促し、森林の若返りを図ります。

また、花粉発生源対策の加速化を図るため、花粉の少ない苗木（無花粉苗木、少花粉苗木、低花粉苗木）の植栽、広葉樹の導入等に努めます。

1 人工造林

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、特に効率的な施業が可能な森林等の木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行います。

なお、造林すべき樹種は、地形、地質、土壌、周辺の森林分布等を勘案し、適地適木を基本とするとともに、木材需要に配慮した樹種を選定することとします。

下表以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員や市町村の林務担当部局とも相談の上、適切な樹種を選択することとします。

(1) 対象樹種

区 分	樹 種 名	備 考
人工造林の対象樹種	スギ	
	ヒノキ	
	アカマツ	
	カラマツ	
	その他針葉樹	
	広葉樹	

(2) 方法

ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

主要樹種の植栽本数は、下表を標準とします。

なお、立地条件、既往の造林方法等を勘案し、林業普及指導員や市町村の林務担当部局とも相談の上、将来的な施業の方針を明確にすることで植栽本数を決定することができるものとし、

また、成長に優れたエリートツリー（第2世代精英樹等）等の苗木や花粉の少ない苗木の選定に努めるとともに、適切な再造林を図っていくため、森林施業の合理化や省力化等の観点から一貫作業システムや低密度植栽の導入を推進します。

樹種	仕立ての方法	標準的な植栽本数 (本/ha)	備考
スギ	中庸仕立て	3,000本	
ヒノキ	中庸仕立て	3,000本	
アカマツ	中庸仕立て	3,000本	
カラマツ	中庸仕立て	2,300本	
その他針葉樹	中庸仕立て	3,000本	
広葉樹	中庸仕立て	3,000本	

注) 上記本数を基準としますが、低密度植栽等によるコスト削減の取組や大苗木、コンテナ苗木の特性等を総合的に勘案し植栽本数を決定してください。

育成複層林施業における下層木の植栽本数は、上記の基準に伐採率を乗じて得られる本数を目安とし、天然生稚樹の発生状況に応じて調整してください。

イ その他人工造林の方法

区分	標準的な方法
地拵えの方法	伐採木及び枝条等が植栽や保育作業の支障とならないように整理するとともに、林地の保全に配慮すること。
植付けの方法	正方形植えを原則とし、植付けは丁寧植えとする。
植栽の時期	4月～6月中旬までに行うものとする。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

皆伐	択伐
伐採終了年度の翌年度の初日から2年を経過する日までの期間。	伐採終了年度の翌年度の初日から5年を経過する日までの期間。

2 天然更新

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在等森林の現況、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うこととします。

(1) 対象樹種

天然下種更新樹種一覧表

バッコヤナギ (ヤナギ科)	オノエヤナギ (ヤナギ科)	その他ヤナギ類 (ヤナギ科)
サワグルミ (クルミ科)	オニグルミ (クルミ科)	ヨグソミネバリ (ミズ) (カバノキ科)
ウダイカンバ (カバノキ科)	シラカンバ (カバノキ科)	ダケカンバ (カバノキ科)
ネコシデ (カバノキ科)	ハンノキ (カバノキ科)	ケヤマハンノキ (カバノキ)
コバノヤマハンノキ (カバノキ科)	ヤハズハンノキ (カバノキ科)	ミヤマハンノキ (カバノキ)
ヤシヤブシ (カバノキ科)	ミヤマヤシヤブシ (カバノキ)	ヒメヤシヤブシ (カバノキ)
アサダ (カバノキ科)	サワシバ (カバノキ科)	クマシデ (カバノキ科)
アカシデ (カバノキ科)	ブナ (ブナ科)	コナラ (ブナ科)
ミズナラ (ブナ科)	クヌギ (ブナ科)	カシワ (ブナ科)
クリ (ブナ科)	オヒョウ (ニレ科)	エノキ (ニレ科)
エゾエノキ (ニレ科)	ハルニレ (ニレ科)	ケヤキ (ニレ科)
フサザクラ (フサザクラ科)	カツラ (カツラ科)	ヒロハカツラ (カツラ科)
タムシバ (モクレン科)	コブシ (モクレン科)	ホオノキ (モクレン科)
カスミザクラ (バラ科)	オオヤマザクラ (バラ科)	ミヤマザクラ (バラ科)
ウワミズザクラ (バラ科)	イヌザクラ (バラ科)	シウリザクラ (バラ科)
ズミ (バラ科)	アズキナシ (バラ科)	ナナカマド (バラ科)
イヌエンジュ (マメ科)	キハダ (ミカン科)	イタヤカエデ (カエデ科)
ウリハダカエデ (カエデ科)	オオモミジ (カエデ科)	ヤマモミジ (カエデ科)
コミネカエデ (カエデ科)	ミネカエデ (カエデ科)	トチノキ (トチノキ科)
シナノキ (シナノキ科)	オオバボダイジュ (シナノキ)	ハリギリ (ウコギ科)
コシアブラ (ウコギ科)	ヤマボウシ (ミズキ科)	ミズキ (ミズキ科)
クマノミズキ (ミズキ科)	リョウブ (リョウブ科)	コバノトネリコ (モクセイ)
ヤチダモ (モクセイ科)	アカマツ (マツ科)	カラマツ (マツ科)
キタゴヨウ (マツ科)	チョウセンゴヨウ (マツ)	ウラジロモミ (マツ科)
オオシラビソ (マツ科)	トウヒ (マツ科)	コメツガ (マツ科)
スギ (スギ科)	ヒノキ (ヒノキ科)	サワラ (ヒノキ科)
ネズコ (ヒノキ科)	イチイ (イチイ科)	

(平成 20 年 1 月 長野県「災害に強い森林づくり指針」解説を参考としました。)

ぼう芽更新樹種一覧表

区分	樹種	ぼう芽能力がピークとなる根元直径及びその時の平均ぼう芽本数(参考)		ぼう芽の発生するおおむねの限界根元直径(参考)
		直径	本数	
ぼう芽更新樹種	ミズナラ (ブナ科)	20 cm	30 本	50 cm
	コナラ (ブナ科)	10 cm	20 本	40 cm
	クリ (ブナ科)	20 cm	60 本	40 cm
	ホオノキ (モクレン科)	20 cm	20 本	60 cm
	カスミザクラ (バラ科)	10 cm	20 本	40 cm
	イタヤカエデ (カエデ科)	10 cm	20 本	20 cm
	ウリハダカエデ (カエデ科)	10 cm	20 本	40 cm
	※クマシデ (カバノキ科)	10 cm	10 本	20 cm
	※オオモミジ (カエデ科)	10 cm	10 本	50 cm
	※コシアブラ (ウコギ科)	10 cm	10 本	30 cm
	※ミズキ (ミズキ科)	10 cm	10 本	30 cm
	※リョウブ (リョウブ科)	10 cm	10 本	20 cm

※ 印は、ぼう芽更新はするものの、ぼう芽能力の弱い樹種

(平成 24 年 3 月林野庁計画課編『天然更新完了基準書作成の手引き(解説編)』を参考としました。)

(2) 方法

ア 天然更新の対象樹種別の期待成立本数

樹種	期待成立本数
対象樹種すべて	10,000 本/ha 以上

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

区分	方 法	内 容
天然更新	天然下種更新	天然力により種子を散布し、その発芽、成長を促して更新樹種を成立させるために行うものとする。
	ぼう芽更新	樹木を伐採し、その根株からのぼう芽を促して更新樹種を成立させるために行うものとする。
天然更新補助作業	地表処理	ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所について、種子の確実な定着と発芽を促し、更新樹種が良好に生育できる環境を整備するために地表かき起こし、枝条整理等を行うものとする。
	刈出し	ササ、低木、シダ類、キイチゴ類、高茎草本等の競合植物により更新樹種の生存、生育が阻害されている箇所について刈払い等を行うものとする。
	植込み	更新樹種の生育状況等を勘察し、天然更新が不十分な箇所に必要な本数を植栽するものとする。

ウ その他天然更新の方法

伐採跡地の天然更新の完了を確認する方法は、次の調査方法により行います。

(必要な場合は、諏訪地域振興局の林業普及指導員等の技術的な助言、協力を依頼します。)

① 更新調査の方法

更新調査は、標本抽出調査及び標準地調査によることとし、調査の信頼度を確保できる範囲で調査区（調査プロット）の数及び面積を設定します。

なお、明らかに更新の判定基準を満たしている場合は、更新の状況が明確に判る写真を撮影して記録し、目視による調査とします。

a 調査区及びプロットの設定

調査地は、対象地の尾根部、中腹部、沢部のそれぞれ1ヶ所以上の標準的箇所を選んで設定します。1調査区の大きさは2(幅)m×10(長さ)mの帯状とし、調査区内は長さ方向に5区分(2m×2m×5プロット)とし、調査区の長さ方向は斜面傾斜方向に配置します。

b 調査方法

調査は1プロット毎に所定の樹高以上の稚幼樹の樹種別本数調査を行うものとなります。なお、ナラ類などぼう芽更新の場合は株数をもって本数とします。

c 調査の記録

調査を実施した際は、必ず野帳に記録し、写真を撮影して保管します。(また、調査位置は、GPSを利用し位置情報を記録し、森林GISで管理することとします。)

なお、調査記録は、永年保存を検討します。

② 更新の判定基準

区 分	内 容
更新すべき立木本数	3,000 本/ha 以上
稚樹高	競合植物の草丈との関係により、伊那谷地域森林計画書の表 3-10 ぼう芽更新樹種一覧表を参考に判断する。
更新を判定する時期	伐採終了年度の翌年度初日から 5 年を経過した日までに判定する。 判定日に更新すべき立木本数が不足する場合は、追加の天然更新補助作業行うか、又は不足本数を人工造林し、伐採終了年度の翌年度初日から 7 年を経過した日までに判定する。

③ 更新成績が不良の場合の対応

更新成績が不良となっている場合（種子の凶作、ササ類の繁茂等）には、速やかに追加的な天然更新補助作業（刈り出し等）又は植栽を実施するよう指導するものとする。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

伐採終了年度の翌年度の初日から 5 年を経過する日までの期間とします。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

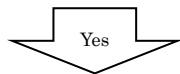
「天然更新完了基準書作成の手引きについて」（平成 24 年 3 月 30 日付け 23 林整計第 365 号林野庁森林整備部計画課長通知）の 3 の 3 - 2 の 4 により、現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲 100m 以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林とします。

また、近年のニホンジカ等による食害により、更新することが困難な箇所もあることから、鳥獣害防止対策を検討することとします。

なお、区域内で主伐が行われる場合は、天然林であっても原則、人工造林を計画することとします。

「天然更新完了基準書作成の手引きについて」抜粋
 ○「植栽によらなければ的確な更新が困難な森林」の設定例

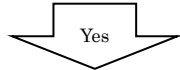
1 現況が針葉樹人工林である



2 母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地よりも斜面上方に存在しない
 （堅果を持つ更新樹種による天然下種（重力散布）が期待できない）



3 周囲 100m以内に広葉樹林が存在しない



4 林床に更新樹種が存在しない
 ・過密状態にある森林
 ・シカ等による食害が激しい森林
 ・ササが一面に被覆している森林 など



「植栽によらなければ的確な更新が困難な森林」

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

森 林 の 区 域	備 考
該当なし	

4 森林法第 10 条の 9 第 4 項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

1 の(1)によるものとします。

イ 天然更新の場合

2 の(1)によるものとします。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

天然更新可能地では、対象樹種の立木が 5 年生の時点で 3,000 本/ha 以上の本数を成立させることとします。

第3 間伐及び保育

間伐及び保育は、公益的機能別施業森林にあっては、その機能増進のため、木材等生産機能維持増進森林にあっては、木材の利用価値を高めるために行います。ここでは間伐の標準的な方法及び保育の施業種を定めます。

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

(1) 主要樹種別の間伐を実施すべき林齢

樹種	施業体系	植栽本数 (本/ha)	間伐を実施すべき標準的な林齢(年)					
			初回	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目
スギ(裏系) (地位級Ⅰ)	標準	3,000	9 (26%)	13 (35%)	18 (32%)	25 (33%)	34 (34%)	55 (-%)
スギ(裏系) (地位級Ⅱ)	標準	3,000	11 (26%)	15 (35%)	22 (32%)	32 (33%)	45 (34%)	88 (-%)
スギ(裏系) (地位級Ⅲ)	標準	3,000	13 (26%)	19 (35%)	29 (32%)	44 (33%)	78 (34%)	-
スギ(裏系) (地位級Ⅳ)	標準	3,000	17 (26%)	25 (35%)	42 (32%)	85 (33%)	-	-
スギ(裏系) (地位級Ⅴ)	標準	3,000	23 (26%)	39 (35%)	-	-	-	-
カラマツ (地位級Ⅰ)	標準	2,300	11 (39%)	16 (39%)	24 (37%)	39 (38%)	58 (-%)	-
カラマツ (地位級Ⅱ)	標準	2,300	13 (39%)	19 (39%)	29 (37%)	50 (38%)	87 (-%)	-
カラマツ (地位級Ⅲ)	標準	2,300	15 (39%)	23 (39%)	37 (37%)	76 (38%)	-	-
カラマツ (地位級Ⅳ)	標準	2,300	19 (39%)	31 (39%)	53 (37%)	-	-	-
アカマツ (地位級Ⅰ)	標準	3,000	12 (33%)	18 (31%)	24 (27%)	31 (25%)	40 (25%)	54 (-%)
アカマツ (地位級Ⅱ)	標準	3,000	14 (33%)	21 (31%)	28 (27%)	37 (25%)	51 (25%)	80 (-%)
アカマツ (地位級Ⅲ)	標準	3,000	15 (33%)	24 (31%)	33 (27%)	47 (25%)	75 (25%)	
アカマツ (地位級Ⅳ)	標準	3,000	18 (33%)	29 (31%)	43 (27%)	69 (25%)	-	-
アカマツ (地位級Ⅴ)	標準	3,000	21 (33%)	38 (31%)	64 (27%)	-	-	-
ヒノキ (地位級Ⅰ)	標準	3,000	15 (26%)	19 (25%)	24 (33%)	31 (20%)	39 (25%)	52 (-%)
ヒノキ (地位級Ⅱ)	標準	3,000	16 (26%)	22 (25%)	28 (33%)	37 (20%)	50 (25%)	78 (-%)
ヒノキ (地位級Ⅲ)	標準	3,000	19 (26%)	25 (25%)	35 (33%)	49 (20%)	80 (25%)	-
ヒノキ (地位級Ⅳ)	標準	3,000	22 (26%)	31 (25%)	47 (33%)	67 (20%)	-	-
ヒノキ (地位級Ⅴ)	標準	3,000	27 (26%)	44 (25%)	85 (33%)	-	-	-

注) () 内は、本数間伐率です。

標準伐期齢以上の林齢においても、必要に応じ間伐を実施することとし、平均的な間伐実施時期の間隔は、次のとおりとする。

区分	平均的な間伐間隔
標準伐期齢未満	10年
標準伐期齢以上	20年

※上表は、森林経営計画における間伐実施量算出の基礎となる。

なお、間伐とは、林冠が隣り合わせた樹木の葉が互いに接して葉の層が地を覆ったようになり、うっ閉（樹冠疎密度が10分の8以上になることをいう。）し、立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採することをいい、材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ、伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内で行うものです。

(2) 間伐の標準的な方法

森林のめざす姿や将来の材の用途等の目標を定め、その目標に向けて間伐を行うものとします。

また、人工林林分密度管理図、人工林収穫予想表等を参考に個々の現場及び樹種の状況に合った間伐の方法や、林分の競合状態等に応じた間伐の回数、実施時期、間伐率、間伐木の選定方法その他必要な事項を総合的に検討した上で間伐を実施するものとします。

ア 点状間伐

初回の間伐は、不良な立木（被圧木、曲がり木、傾斜木、被害木、衰弱木、あばれ木、二又木など）を対象とし、間伐率や立木の均等配置を考慮して並の立木も伐採します。

イ 列状間伐

1列伐採、2列残存を標準とします。

2 保育の種類別の標準的な方法

保育の種類は、次の表のとおりとし、森林の立木の生育の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図ることとし、作業内容その他必要な事項を定めます。

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数			標準的な方法
		実施時期	実施林齢	回数	
下刈り	全樹種	(1回目) 6月上旬～ 7月上旬 (2回目) 7月下旬～ 8月下旬	2年生～ 10年生	年1～ 2回	① 目的樹種の樹高が、草本植物等の高さの1.5倍になるまで実施する。必要に応じて、年2回実施する。 ② つる植物の旺盛な箇所は、①の高さを超えても継続して実施すること。 ③ ニホンジカ等の食害が懸念される箇所は、全刈りとせず坪刈り・筋刈りとする。 ④ 広葉樹植栽地、天然更新地においては、あらかじめ目立つ色のテープを巻き付けるか竹棒を設置して、誤伐を避ける対策を講じること。 ⑤ 作業の省力化・効率化にも留意する。
枝打ち	スギ ヒノキ	11月～5月	11年生～ 30年生	最大8mまでに必要な回数	① 人工造林の針葉樹で実施する。 ② 公益的機能別施業森林においては、林内の光環境に応じ、必要に応じて実施する。 ③ 木材生産機能維持増進森林においては、無節で完満な良質材を生産する場合に実施する。 ④ 将来明らかに間伐する立木の枝打ちは行わず、労力の軽減を図ること。 ⑤ 全木枝打ちは、林内環境が激変することから気象害に遭うおそれがあるため、極力避けること。

除伐	全樹種	5月～7月 (9月～3月)	11年生～ 25年生	1回～2回	① 目的樹種の生長を阻害する樹木等を除去 するために行う。 ② 更新樹種の生育に支障とならない樹木は、 残すことが望ましい。
つる切り	全樹種	6月上旬～ 7月上旬	11年生～ 30年生	必要に応じて 2～3回	枝打ち、除伐と並行して実施することが望まし い。

3 その他

(1) 間伐を行う際の留意点

ア 沢沿いの伐倒木等は下方へ流下しないよう適切に処理する等、山地災害防止に留意することとします。

イ 針広混交林化を図る森林においては、林内の光環境を改善するため、更新伐、長伐期施業を行うものとします。

ウ アカマツの間伐木の処理に当たっては、松くい虫被害拡大防止の観点から「松くい虫被害対策としてのアカマツ林施業指針（平成24年8月28日付24森推第333号長野県林務部長通知）」に従い、マツノマダラカミキリ等の産卵対象とならないよう適切な措置を行います。

(2) 鳥獣害防止対策

鳥獣害防止対策については、野生鳥獣による被害を防除するため、地域における森林被害や生育状況等を勘案しつつ、施業と一体的に行う防護柵等の鳥獣害防止施設等の整備や捕獲等を行うこととします。

第4 公益的機能別施業森林及び木材生産機能維持増進森林

公益的機能別施業森林の区域は、森林の有する機能のうち、水源涵養機能、山地災害防止機能/土壌保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能及び生物多様性保全機能の高度発揮が求められており、これらの公益的機能の維持増進を図るための森林施業を積極的かつ計画的に実施することが必要かつ適切と見込まれる森林の区域について、次のとおり基準を設定します。

また、木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域については、林木の生育が良好な森林で地形、地利等から効率的な森林施業が可能な森林の区域について設定します。このうち、林地生産力や傾斜等の自然的条件、林道等からや集落からの距離等の社会的条件を勘案し、森林の一体性も踏まえつつ、特に効率的な森林施業が可能な森林の区域について設定します。

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 水源涵養機能維持増進森林

ア 区域の設定

当該森林の区域を【別表1】に定めます。なお、水源涵養保安林を中心に、特に水道水源地上流域及びその周辺を指定しました。

イ 森林施業の方法

以下の伐期齢の下限に従った森林施業を推進すべき森林の区域を【別表1】に定めます。

区域	樹 種								
	カラマツ	アカマツ	ヒノキ	スギ	その他 針葉樹	クヌギ	ナラ類	ブナ	その他 広葉樹
水源涵養機能 維持増進森林	50年	50年	55年	50年	70年	25年	30年	80年	30年

(2) 山地災害防止/土壌保全、快適環境形成、保健文化及びその他水源涵養機能維持増進森林以外の森林

ア 区域の設定

次の①から④までに掲げる森林の区域を【別表2】に定めます。

① 山地災害防止/土壌保全機能維持増進森林

土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林などの保安林や砂防指定地周辺、山地災害危険地区等や山地災害の発生により人命・人家等施設への被害の恐れがある森林、山地災害防止機能の評価区分が高い森林等。

② 快適環境形成機能維持増進森林

防風保安林や住民の日常生活に密接な関わりを持ち塵等の影響を緩和する森林、風害等の気象災害を防止する効果が高い森林、生活環境保全機能の評価区分が高い森林等。本町では、特に広原別荘区域など森林と隣接した保健休養地を中心に区域設定をした。

③ 保健文化機能維持増進森林

文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林、キャンプ場、森林公園等の施設を伴う森林などの地域住民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡等と一対となり優れた自然景観を形成する森林、保健文化機能の評価区分が高い森林。本町では、ふじみ分水の森、乙事農村広場など、町民が森林を有効に利用する地域を中心に区域設定をした。

イ 森林施業の方法

アの①から③までに掲げる森林については、原則として複層林施業を推進すべき森林として定めます。

複層林施業によっては公益的機能の維持増進を特に図ることができないと認められる森林については、択伐による複層林施業を推進すべき森林として定めます。

以上の森林施業の場合の主伐については、標準伐期齢を下限に行います。

ただし、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分において公益的機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林として定めます。

【長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限】

区域	樹 種								
	カラマツ	アカマツ	ヒノキ	スギ	その他 針葉樹	クヌギ	ナラ類	ブナ	その他 広葉樹
アの ①から④の森林	おおむね 80年	おおむね 80年	おおむね 90年	おおむね 80年	おおむね 120年	おおむね 30年	おおむね 40年	おおむね 140年	おおむね 40年

アの①から④までに掲げる森林の森林施業別の区域を、【別表2】に定めます。

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 区域の設定

当該森林の区域を【別表3】に定めます。また、木材生産機能維持増進森林のうち、特に効率的な施業が可能な森林の区域の設定の基準は次のとおりです。

【木材生産機能維持増進森林のうち、特に効率的な施業が可能な森林の区域の基準】

機能区分	設定基準	設定区域
特に効率的な施業が可能な森林の区域	木材生産機能維持増進森林の区域のうち林小班単位で設定する	次の①～⑤の全てに該当する森林 ① 人工林が過半 ② 地位3以上の森林が過半 ③ 平均傾斜が30度以下 ④ 道から小班の距離が200m以内 ⑤ 制限林は除外 ※その他、これらの条件に準ずると市町村長が判断した箇所

なお、特に効率的な施業が可能な森林の区域内における人工林の主伐後においては、原則として、植栽による更新を図ることとします。

(2) 森林施業の方法

下表に即し、適切な造林、保育、間伐等を推進します。また、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進します。

なお、公益的機能別施業森林と重複する場合は、その施業の方法によるものとします

施業種	施 業 の 方 法
植 栽	主伐の実施後5年経過しても更新が図られていない場合、期待成立本数に10分の3を乗じた本数に不足する本数を植栽する。 「植栽によられなければ適確な更新が困難な森林」の区域内の伐採後は、標準的な植栽本数を原則2年以内に植栽する。 「特に効率的な施業が可能な森林」の区域内における人工林の主伐後は、原則2年以内に植栽する。
間 伐	おおむね5年後に樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが見込まれる森林において行う立木材積の35%以下の伐採とする。

主伐	林 齢	標準伐期齢以上
	伐採方法	皆伐を行う場合は、伐採跡地の面積が連続して20haを超えないこと。
		伐採後の造林を天然更新(ぼう芽更新を除く。)による場合は、伐採率70%以下の伐採とする。
伐採立木材積	伐採材積が年間成長量に100分の120を乗じて得た値(カマルタキ式補正)に相当する材積に5を乗じて得た材積以下とする。	

【別表1】

区分	施業の方法	森林の区域	面積 (ha)
水源涵養機能維持増進森林	伐期の延長を推進すべき森林 (標準伐期+10年) ※重複 6 ほ 快適環境 70 ろ 山地/土壌 長伐期	1 ほ～1 ち, 6 は～6 と, 7 い～7 と, 49 い～49 は, 50 い～50 ほ, 51 い～51 ろ, 52 い～52 ろ, 53 い～53 ろ, 54 い～54 ろ, 55 い～55 ろ, 56 い～56 ろ, 57 い～57 ろ, 58 い, 59 い, 60 い～60 ろ, 61 い～61 ろ, 62 い～62 ろ, 63 い～63 ろ, 64 い～64 ろ, 65 い～65 ろ, 66 い, 67 は, 69 い～69 ほ, 70 い～70 ろ, 72 い～72 に, 73 い～73 に, 74 い～74 ほ, 75 い～75 ち, 76 い～76 へ 77 と, 78 い, 78 ろ, 78 ほ, 79 は, 90 に, 95 へ～95 り, 100 い～100 は, 103 い～ 103 ろ, 104 い～104 に, 105 い, 105 ろ, 106 い～106 ぬ, 106 わ～106 よ	3063.78

※ 当該森林の区域には制限林を含んでいる場合がありますので、制限林内で伐採、植栽等の施業を行う場合は、それぞれの制限林に定める規定に従い実施してください。

【別表2】

区分	施業の方法	森林の区域	面積 (ha)
山地災害防止・土壌保全機能維持増進森林	複層林施業を推進すべき森林		
	択伐による複層林施業を推進すべき森林		
	長伐期施業を推進すべき森林 ※重複 23 に 快適環境 38 は 快適環境 84 へ 快適環境 85 へ 快適環境	2 い～2 に, 3 い～3 と, 4 い～4 ち, 5 い～5 と, 5 り, 8 に～8 ほ, 9 い～9 ほ, 10 い～10 よ, 11 ろ～11 ほ, 12 い～12 ち, 13 い, 14 い～14 ほ, 15 は～15 へ, 16 ろ～16 に, 17 い～17 ほ, 18 い～18 へ, 19 い～19 は, 20 い～20 は, 21 い～21 は, 22 い～22 ほ, 23 い～23 ほ, 24 い～24 は, 25 い, 28 い～28 は, 29 い～29 は, 30 い～30 に, 31 い, 32 い～32 に, 33 い～33 ほ, 33 ち, 33	4096.19

	86 は 快適環境 107 ろ 快適環境 107 は 快適環境 108 い 快適環境	と, 34 ろ~34 と, 35 ろ, 35 は, 36 い~36 ほ, 37 い~37 に, 38 い~38 ほ, 39 い~39 ち, 40 い~40 へ, 40 ち, 40 り, 41 い, 41 は, 41 ほ, 41 へ, 43 は, 43 に, 44 い~44 ほ, 45 い~45 に, 46 い~46 ち, 47 い~47 へ, 48 い~48 に, 67 い, 67 ろ, 67 に, 68 い~68 に, 70 ろ, 70 は, 71 い~71 に, 77 い~77 へ, 78 は, 78 に, 79 い, 79 ろ, 80 い, 80 ろ, 81 い, 82 い~82 ほ, 83 い, 83 ほ, 83 へ, 84 い~84 は, 84 へ, 85 に~85 へ, 86 ろ, 86 は, 87 い~87 に, 88 い~88 ほ, 89 い~89 は, 90 い~90 は, 91 い~91 は, 92 い, 92 ろ, 93 い, 93 ろ, 94 い~94 に, 95 い~95 ほ, 96 い~96 に, 97 い~97 ろ, 98 い, 99 い~99 へ, 101 い~101 に, 102 い~102 ほ, 105 は~105 ほ, 106 る, 106 を, 107 い~107 は, 108 い, 108 ろ	
快適環境形成機能維持増進森林	複層林施業を推進すべき森林	84 ち	6.1
	択伐による複層林施業を推進すべき森林		
	長伐期施業を推進すべき森林 ※重複 84 ち 保健文化	1 い~1 に, 5 ち, 6 い, 6 ろ, 6 ほ, 8 い~8 は, 11 い, 14 へ, 15 い, 15 ろ, 15 と, 15 ち, 16 い, 23 に, 31 ろ~31 ほ, 35 い, 38 は, 41 ろ, 41 に, 41 と, 42 い~42 ほ, 43 い, 43 ろ, 81 ろ, 81 は, 83 ろ~83 に, 84 に~84 と, 85 い~85 は, 85 へ, 86 い, 86 は, 107 ろ~107 は, 108 い, 109 い~109 は, 110 い~110 に, 111 い, 111 ろ, 112 い~112 は, 113 い, 113 ろ, 114 い, 115 い	736.81
保健文化機能維持増進森林	複層林施業を推進すべき森林	13 ろ~13 に, 34 い, 84 ち	24.96
	択伐による複層林施業を推進すべき森林		
	長伐期施業を推進すべき森林		
	特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林		

	林		
その他の森林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林		
	択伐による複層林施業を推進すべき森林		
	長伐期施業を推進すべき森林		

※ 当該森林の区域には制限林を含んでいる場合がありますので、制限林内で伐採、植栽等の施業を行う場合は、それぞれの制限林に定める規定に従い実施してください。

【別表3】

区分	施業の方法	森林の区域	面積 (ha)
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	皆伐	26 い～26 に, 27 い, 27 ろ	86.93
	皆伐 ※人工林における主伐後には、原則として植栽による更新を行うこと。	26 い～26 に, 27 い, 27 ろ	86.93

※ 当該森林の区域には制限林を含んでいる場合がありますので、制限林内で伐採、植栽等の施業を行う場合は、それぞれの制限林に定める規定に従い実施してください。

3 その他

(1) 施業実施協定の締結の促進方法

現在、当町では、森林林業関係のNPO法人団体はない。今後、NPO法人が発足した場合は、施業実施協定の締結を進めていく。

第5 委託を受けて行う森林施業又は経営の実施の促進

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

当町は1ha程度の零細規模所有者が多く、場所についても分散している状況。また、高齢化や後継者不足が進んでいる。森林資源を有効利用するため、森林所有者や森林所有者から委託を受け

た林業事業体が作成する森林経営計画に対して町が支援し、計画的な施業の実施を目指すものとする。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

次のことを実施し、森林経営の規模拡大を促進します。

- ① 森林組合等林業事業体、特定非営利活動法人（NPO 法人）、林業普及指導員、地域の有識者等と連携を図り、自治会や地域協議会、森林所有者へ森林整備の必要性等の情報提供を行います。
- ② 地域単位の懇談会や説明会を開催し、持続的な森林経営を進めるための合意形成を図ります。
- ③ 施業の集約化に取り組む者に対し、森林経営の受託等に必要な情報の提供、助言及びあっせんを行い、森林経営計画の作成を促進します。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

次のことに留意することとします。

- ① 森林経営の委託にあたっては、森林所有者と森林組合等林業事業体との間で森林経営委託契約を締結し、森林経営計画の作成が必要であることを森林所有者に周知すること。
- ② 森林経営委託契約の内容には、森林所有者が当該森林に係る立木の育成、森林の保護や作業路網の整備等に関する権限を委ねている事が必要になることを森林所有者に周知すること。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

- ① 森林所有者が自ら林業事業体に施業の委託を行うなどにより森林の経営を実行することができない場合には、森林経営管理制度の主旨を踏まえ、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業事業体に森林経営計画の策定を促すとともに、林業経営に適さない森林については、森林所有者の意向を確認した上で、森林環境譲与税を活用した市町村単独事業を実施することにより、適切な森林の管理を推進します。
- ② 市町村単独事業実施に当たっては、公益的機能別施業森林や生産機能維持増進を図るため、森林施業を推進すべき森林等における施業の方法との整合性に留意します。

第6 森林施業の共同化の促進

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

効率的な森林施業及び保護の実施を実現するため、森林施業の共同化を促進します。そのため、共同して森林経営計画を作成することを促進し、不在森林所有者等の参画を働きかけます。また、森林経営計画の作成に当たっては、作業路網の整備、利用及び維持管理を共同して実施することを促進します。

なお、国有林の近接地では、南信森林管理署と連絡を密にし、民国連携による森林施業の共同化を検討します。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

- ① 森林経営計画の作成森林を森林計画図や GIS 等で管理することで、森林施業の共同化が有効な森林を具体的に検討し、森林所有者と森林組合等林業事業体へ森林経営計画の作成を働きかけます。
- ② 森林経営計画を策定した森林において、計画森林の範囲を超えて森林施業の共同化が必要な森林である場合、それぞれの計画と調整を図ります。
- ③ 森林経営計画を作成した森林以外で森林施業の共同化が必要な森林では、森林法第 10 条の 11 第 1 項に規定する施業実施協定への参加を森林所有者又は当該土地の所有者へ働きかけます。
- ④ 特定非営利活動法人（NPO 法人）等営利を目的としない者が、公益的機能別施業森林において間伐又は保育その他の森林施業等を計画し、施業実施協定を認可するに相当である内容である場合は、森林所有者又は当該土地の所有者に対し協定への参加促進に協力します。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

- ① 共同して森林経営計画を作成した者は、各年度の当初等に年次別の詳細な実施計画を作成し、代表者等による実施管理を行うこととします。また、作業路網その他の施設の維持運営は、森林経営計画者が行うよう指導を図ります。
- ② 共同して森林経営計画を作成した者の一人が、施業等の共同化につき遵守しないことによりその者が他の森林経営計画者に不利益を被らせることがないように、予め個々の果たすべき責務等を明らかにするよう指導を図ります。

4 その他

森林施業の共同化に取り組む計画地は、下記に定めます。

地区の名称	地区の住所	区域面積 (ha)	対図番号
程久保	69 い～ほ, 70 い～は, 71 い～に, 72 い～に, 73 ろ～は, 105 ほ, 106 い～に, 106 を～よ	533	①
富士見白谷	45 ろ～に, 67 に, 68 い～に	188	②
落合白谷	46 い～ち, 47 い～ほ, 48 い～ろ	226	③
乙事	6 に, 7 ろ～と, 8 い～ほ, 9 い, 9 は～ほ, 10 い～ほ, 11 ろ～ほ	229	④
計		1, 176ha	

「対図番号は別添のゾーニング図に対応」

第7 作業路網その他の森林整備に必要な施設

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システム

【効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準】

(単位：m/ha)

区分	作業システム	基幹路網密度			細部路網密度	路網密度
		林道	林業専用道	小計	森林作業道	
緩傾斜地 0～15° 未満	車両系	15～20	20～30	35～50	65～200	100～250
中傾斜地 15～30° 未満	車両系	15～20	10～20	25～40	50～160	75～200
	架線系				0～35	25～75
急傾斜地 30～35° 未満	車両系	15～20	0～5	15～25	45～125	60～150
	架線系				0～25	15～50
急峻地 35° ～	架線系	5～15	—	5～15	—	5～15

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域

地形、地質、森林の有する機能等を踏まえ目標とする将来の森林の姿や施業方法を検討して効率的な森林施業を行うよう路網整備を計画します。

基本的には、木材生産機能維持増進森林は、低コスト林業を実現するために路網整備等推進区域として路網整備を推進します。

3 作業路網の整備

(1) 基幹路網

ア 基幹路網の作設に係る留意点

適切な規格・構造を確保した整備を図る観点から、次の規定及び指針に基づき基幹路網づくりを行うこととします。

規格・構造の根拠	備考
林道規程	昭和48年4月1日48林野道第107号林野庁長官通知
林業専用道作設指針	平成22年9月24日22林整整第602号林野庁長官通知
長野県林業専用道作設指針	平成23年4月15日23信木第39号林務部長通知
長野県林内路網整備指針	平成24年3月23日23信木第542号林務部長通知

イ 基幹路網の整備計画

該当なし。

ウ 基幹路網の維持管理

基幹路網の開設にあたっては、管理者を定め、林道台帳等を作成して管理することとします。

なお、管理者は、毎年、すべての路線の点検を実施し、写真を撮影するなどして林道

台帳等に記録します。また、異常を発見した場合は、速やかに補修に努めるものとします。

(2) 細部路網

ア 細部路網の作設に係る留意点

適切な規格・構造を確保した整備を図る観点から、次の規定及び指針に基づき細部路網づくりを行うこととします。

規格・構造の根拠	備 考
森林作業道作設指針	平成 22 年 11 月 17 日林整整第 656 号林野庁長官通知
長野県森林作業道作設指針	平成 23 年 8 月 1 日 23 森推 325 号林務部長通知
長野県林内路網整備指針	平成 24 年 3 月 23 日 23 信木第 542 号林務部長通知

イ 細部路網の維持管理

細部路網の開設にあたっては、管理者を定め、台帳を作成して管理することとします。

なお、管理者は、毎年、すべての路線の点検を実施し、写真を撮影するなどして台帳に記録します。また、異常を発見した場合は、速やかに補修に努めるものとします。

第 8 その他

1 林業に従事する者の養成及び確保

林業のための技能・技術の習得やキャリアアップのため、県や（一財）長野県林業労働財団の企画する研修への積極的な参加を促進します。特に次代の森林・林業を担う林業技術者が、地域の森林所有者等が安心して森林経営を任せられるリーダー的存在として成長できるように、県や森林組合等林業事業体と一体となって支援します。

また、林業が水源涵養や土砂災害防止、地球温暖化防止にも役立つ「やりがい」のある仕事であることを地域内外へ発信し、広域圏全体として新規就業者の確保に努めます。

そのために、森林組合等林業事業体に経営方針を明確化させ、木材需要側との連携を密にしながら林業経営基盤を強化することで、雇用の安定を期するものとします。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進

将来の稼働率も考慮しつつ、高性能林業機械の導入について、広域市町村と連携し、森林組合等林業事業体と検討します。

【諏訪地域の主な作業システム】

作業の種類	現 状	将 来
伐倒	チェンソー、ハーベスタ	チェンソー、ハーベスタ
造材	チェンソー、プロセッサ、ハーベスタ	チェンソー、プロセッサ、ハーベスタ
集材	スイングヤーダ、(グラップル等による直取り)	スイングヤーダ、(グラップル等による直取り)
小運搬	フォワーダ	フォワーダ

3 林産物の利用促進のために必要な施設の整備

森林資源の成熟にともない、今後、間伐材を中心とした地域材の有効活用が期待されます。こうした状況の中で、当地域における流通・加工体制については南信木材センターへの出荷が多数であり、製材工場も小規模の個人経営で規模の拡大もあまり望めない現状である。

また、長野県では、信州F・POWERプロジェクトを進めており、間伐材を燃料化し発電による新エネルギーと、これまで未使用となっていたアカマツや広葉樹を原木とした、集中加工施設の稼働を計画している。このことから、近隣の市町村及び林業事業者等と連携し、当該施設への原木供給等の検討を行う。

Ⅲ 森林の保護

第1 鳥獣害の防止

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

(1) 区域の設定

対象鳥獣はニホンジカであるが、当町では、森林生態系多様性基礎調査の結果等により対象鳥獣による被害が一部に認められるものの、積極的な捕獲の実施により被害が減少しているため、区域の設定は行わない。

(2) 鳥獣害の防止方法

ニホンジカによる鳥獣被害は、当町の森林区域においては減少しているが、今後被害が増加しないためにも、森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図り、鳥獣保護管理事業計画との整合性、町の農業振興ビジョン等関連計画との連携も図りつつ、鳥獣被害防止特別措置法に基づく鳥獣被害対策実施隊による管理捕獲により被害の拡大防止対策を推進していく。

2 その他

鳥獣害の防止対策の実施状況の確認については、現地調査や区域内で森林施業を行う林業事業者、森林所有者等からの情報収集により行う。

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護

1 森林病虫害の駆除及び予防の方法

(1) 松くい虫の被害防止

守るべき松林を中心に対策を推進し、次の措置を組み合わせながら講じます。

- ・伐倒駆除
- ・薬剤散布等の各種予防事業
- ・守るべき松林周辺部の樹種転換

主伐、間伐、更新等について「松くい虫被害対策としてのアカマツ林施業指針（令和4年3月16日付3森推第838号長野県林務部長通知）」により実施します。なお、隣接する山梨県北杜市では松くい虫被害が蔓延しており予断を許さない状況にある。そのため、諏訪地方松くい虫予防対協議会と連携を取りながら、計画的な巡視、枯損木の適正処理及び地域住民への啓発を行うものとする。

また、伐採木については、木質バイオマスエネルギーなどへの利用を促進し、伐採後は適確な更新を図ることとします。

(2) カシノナガキクイムシによる被害の拡大防止

防災上、景観上維持すべきナラ類があることから、防除方法等について長野県林業総合センターを中心に試験研究を進めるなど、より効果的かつ総合的な被害防除対策の推進を図ります。

(3) スギノアカネトラカミキリの被害防止

林分が閉鎖し枯れ枝が発生する前に生枝打ちを実施するとともに、間伐により健全な森林の維持に努めます。

(4) カラマツ先枯病の被害防止

罹病木を発見した場合は、速やかに伐倒し、枝条を焼却処分します。

また、カラマツ先枯病は風衝地に多発することから、植栽する場合は、風当たりの強いところでは、カラマツ以外の樹種を選定します。

(5) その他の病虫害等の被害防止

その他の病虫害が発生した場合、適正な防除、駆除に努めます。また、早期発見、早期防除が最善の方法であるので、広報等の活用により普及啓発に努めます。

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）

第二種特定鳥獣管理計画、鳥獣被害防止計画に基づき、第1に掲げた捕獲のほか、防護柵の設置・維持管理や追い払いなど各種対策を総合的に実施します。

3 林野火災の予防の方法

諏訪地域振興局、諏訪広域消防本部と協力し山火事予防の街頭啓発、イベント等の会場での積極的な山火事予防の普及啓発を行い、地域住民への林野火災の予防を喚起します。

さらに、森林レクリエーションのための利用者が多く入り込む地域を対象に、山火事被害の未然防止を図ることを目的として、森林組合等林業事業者や地域住民による巡視の体制も検討します。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

火入れを行う場合、森林法第 21 条に基づき実施しなければなりません。そのため、火入れの許可に当たっては、下記のことに留意します。

項 目	内 容
火入れの許可申請の必要な範囲	森林又は森林に接近している範囲 1km 以内にある原野、山岳、荒廃地その他の土地（地域森林計画区域外も含む）
火入れの目的	ア 造林のための地ごしらえ イ 開墾準備 ウ 害虫駆除 エ 焼畑 オ 採草地の改良（森林法施行規則第 47 条第 1 項）
許可条件	火入れの目的が、森林法第 21 条第 2 項各号に掲げる目的に該当すること。 火入れ地の周囲状況、防火設備の計画、火入れ予定期間における気象状況の見通し等からみて、周囲に延焼のおそれがないと認められること。
申請方法	火入れを行う 7 日前までに町長に必要書類を提出する。
申請に必要なもの	① 火入れ許可申請書 ② 火入れ（野焼き）を行う土地、周囲の状況、防火の設備位置を示す見取り図（ないときは担当に相談） ③ 他人の土地で火入れを行うときは、その所有者か管理者の承諾書 ④ 請負（委託）契約に基づいて火入れを行うときは、その契約書の写し

5 林地開発について

(1) 許可の対象となる開発行為について

地域森林整備計画の対象民有林において、以下の開発行為については森林法第10条の2に基づき長野県知事の許可が必要となります。

ア 専ら道路の新設又は改築を目的とする行為

当該行為に係る土地の面積が1haを超えるもので、かつ道路（路肩部分及び屈曲部又は待避所として必要な拡幅部分を除く。）の幅員3メートルを超えるもの。

イ 太陽光発電設備の設置を目的とする行為

当該行為に係る土地の面積0.5haを超えるもの。

ウ 前に掲げる行為以外の行為

当該行為に係る土地の面積1haを超えるもの。

(2) 許可の対象とならない開発行為について

地域森林整備計画の対象民有林において、開発事業区域が1ha（太陽光発電設備の設置を目的とする開発は0.5ha）を超えない開発行為については、富士見町環境保全条例・富士見町太陽光発電設備の設置及び維持管理に関する条例に基づく開発許可申請の許可後に法令に基づき伐採を実施するよう関係者へ指導をする。

(3) 開発事業区域周辺林地の伐採について

開発事業区域外において、開発に伴い日射障害等にて森林の伐採を実施する場合は、

(2)の町条例の許可後に伐採し、届出に記載されている伐採後の造林の計画に基づき適正に造林が実施されるよう関係者へ指導する。

IV 森林の保健機能の増進

1 保健機能森林の区域

森林施業と森林保健施設の整備を一体的に行うことが適当と認められる森林の区域については、公益的機能別施業森林を快適環境機能森林、保健・レクリエーション機能森林、文化機能森林のいずれかに設定するとともに、施業の方法を複層林施業、択伐複層林施業及び特定広葉樹育成施業のいずれかに設定します。

森林の所在		森林の林種別面積 (ha)						備考
地区名	林小班	合計	人工林	天然林	無立木地	竹林	その他	
ふじみ分水の森	84ち	5.10	0	5.10	0	0	0	
乙事農村広場	13に,は,ろ	15.85	2.00	13.85	0	0	0	

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法

施業の区分	施業の方法			
	複層林施業	択伐複層林施業	特定広葉樹育成施業	
植栽	主伐の実施後5年経過しても更新が図られていない場合、期待成立本数に10分の3を乗じた本数に不足する本数を植栽する。 植栽によらなければ更新困難な森林は、標準的な植栽本数を2年以内に植栽する。			
間伐	単層林である場合、 $Ry0.85$ 以上の森林については、 Ry が 0.75 以下となるよう間伐する。			
伐採	林齢	標準伐期齢以上		
	方法	伐採率70%以下の伐採	天然更新 伐採率30%以下の択伐 人工植栽 伐採率40%以下の択伐	
	立木材積	標準伐期齢における立木材積に10分の5を乗じて得た材積以上の立木材積が確保されること。	標準伐期齢における立木材積に10分の7を乗じて得た材積以上の立木材積が確保されること。	標準伐期齢における立木材積が確保されること。
		伐採材積が年間成長量(カマルタキセ式補正)に相当する材積に5を乗じて得た材積以下とする。		
立木材積は、下層木を除いて $Ry0.75$ 以上、伐採材積は、 $Ry0.65$ 以下となるよう伐採する。				

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備

(1) 整備することが望ましい森林保健施設

・ふじみ分水の森 ・乙事農村広場 ・遊歩道及びこれらに類する既存施設

(2) 立木の期待平均樹高

樹 種	期待平均樹高 (m)	備 考
スギ	18m	
カラマツ	18m	
その他	14m	

V その他森林の整備に必要な事項

1 森林経営計画の作成

(1) 森林経営計画の作成に当たっては、次に掲げる事項を適切に計画するものとします。

ア 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の区域における主伐後の植栽

イ 公益的機能別施業森林等の森林整備

ウ 特に効率的な施業が可能な森林の区域における人工林主伐後の植栽

エ 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及び共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

オ 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

なお、経営管理実施権が設定された森林については、森林経営計画の認定を受けて適切な施業を確保することが望ましいことから、経営管理実施権配分計画が公告された後、林業経営者は、当該森林について森林経営計画の作成に努めるものとします。

(2) 森林法施行規則第 33 条第 1 号ロの規定に基づく区域

該当なし

2 生活環境の整備

森林整備により、景観・自然環境保護を主体に目を向けていき、先人が苦労して植林した樹木を活用する等、元気な森林を次世代に引き継いでいきます。

本町では、地域と地域を繋ぐ里山の手入れが遅れており、有害鳥獣の住処となる等の被害が発生しているため、里山整備事業による整備を行い、居住環境の改善、景観の整備に努めます。

また、整備後に定期的な手入れが難しい森林においては、針広混交林化を促進し、生物多様性に富んだ森林づくりに取り組みます。

3 森林整備を通じた地域振興

木材の流通に対する施策としては、間伐の計画的実行を図り、間伐材の商品化及び需要開発を検討し有効利用を目指す。

また、自然食品思考に着目し、これまで利用されなかった樹木や山菜等を地域の新たな資源として見直し、利用方法を開発することにより地域特産品として育成を図ることとする。

4 森林の総合利用の推進

町内には町民の憩いとなる里山林も多く、今後里山林を保全するとともに自然散策の拠点となるように既存の施設(ふじみ分水の森、富士見高原創造の森、乙事農村広場)を有効に利用する。また、森林の観光利用に向けた新たな整備にも取り組みます。

5 住民参加による森林の整備

(1) 地域住民参加による取組

里山林を活用して、地域住民、小中学校を対象に生涯学習の場として森林体験教室イベントを計画するなど、地域おこし活動として参加を推奨する。

また、下草刈り等の保育作業を対象とする「山へ行こう事業」、林業事業者等による集約化が難しい森林を対象とする「間伐対策事業」により、所有者による持続的な森林管理を支援します。

6 森林経営管理制度に基づく事業

鳥獣被害が激しい区域を優先的に、森林所有者の検索や森林所有者の意向を確認した上で、森林環境譲与税を活用した森林の管理を推進します。

町単独事業計画

区 域	作業種	林班	面積(ha)
小手沢	間伐	86 林班	15.3
上蔦木	〃	37 林班	28.5
甲 六	〃	36 林班	17.0
中丸沢	〃	12,41 林班	13.0
母 沢	〃	39 林班	18.0
坪 平	〃	41 林班	18.0
大 平	〃	85 林班	20.0

7 ライフライン等保全対策事業に関する事項

町で実施したライフライン等保全対策事業による伐採箇所については、特に住民の生活に欠かさない「ライフライン」を保全する上で町が危険である箇所を選別し計画的に進めて参ります。また、危険と判断したものを選木したことから、将来的に新たな危険木を発生させないよう、伐採後の造林は実施しないこととします。

8 河畔林整備事業に関する事項

町で実施した河畔林整備事業による伐採については、特に台風等の自然災害時に危険性のある河川の河畔林整備を計画的に実施します。特に整備が必要な箇所を実施していることから、伐採後の造林は実施しないこととします。

9 その他必要な事項

(1) 町有林の経営に関する事項

本町は現在人工林を中心に459haの森林を保有しており、人工林については計画的な保育、間伐等を実施していく。

(2) 埋蔵文化財包蔵地に関する事項

埋蔵文化財包蔵地で森林施業等を実施する場合は、富士見町教育委員会(文化財係)と事前に協議調整の上(位置図は教育委員会で閲覧可能)、関係法令に基づき適正に実施されるよう留意する。

【計画策定の経過】

1 森林法第10条の5第6項の規定による学識経験を有する者からの意見聴取

意見聴取日	意見聴取方法	相手方
R6.1.23	富士見町林業振興協議会	委員

2 公告・縦覧期間

(当初) 令和5年2月1日 ～ 令和5年3月2日

(第1回変更) 令和6年2月1日 ～ 令和6年3月1日

3 計画書作成担当者

課・係	職	氏名	備考
産業課 農林保全係	主事	佐藤 脩真	

4 森林法第10条の12の規定に基づく長野県の協力者

所属	課・係	職	氏名	備考
諏訪地域振興局	林務課・普及林産係	専門幹兼担当係長	武者 賢司	

5 計画の公表計画

公表の方法	時期	備考
市町村ホームページ	計画樹立後1ヶ月以内	

VI 参考資料

1 人口及び就業構造

(1) 年齢層別人口形態

令和5年10月1日現在 単位：人数（人）

	年次	総計			0～14歳			15～29歳		
		計	男	女	計	男	女	計	男	女
実数(人)	R3年	14,354	7,044	7,310	1,638	825	813	1,698	904	794
	R4年	14,285	7,007	7,278	1,593	808	785	1,683	890	793
	R5年	14,246	7,000	7,246	1,552	795	757	1,656	863	793

	年次	30～44歳			45～64歳			65歳以上		
		計	男	女	計	男	女	計	男	女
実数(人)	R3年	2,169	1,115	1,054	3,740	1,927	1,813	5,109	2,273	2,836
	R4年	2,126	1,096	1,030	3,758	1,919	1,839	5,125	2,294	2,831
	R5年	2,126	1,096	1,030	3,758	1,919	1,839	5,125	2,294	2,831

(出典：町住民福祉課)

(2) 産業部門別就業者数等

	年次	総数	第1次産業				第2次産業	第3次産業	分類不能
			農業	林業	漁業	小計			
人数(人)	H22	7,914	1019	18	1	1038	2,825	3,950	101
人数(人)	H27	7,380	958	13		971	2,466	3,895	48
人数(人)	R2	7,360	934	25		959	2,358	4,043	

(出典：国勢調査)

2 土地利用

	年次	総面積	農地(田)	農地(畑)	宅地	その他	森林
実数 (ha)	R2	14,476	1,272	705	820	1,532	10,147
	R3	14,476	1,271	704	820	1,547	10,134
	R4	14,476	1,264	700	822	1,538	10,152
構成比 (%)	R2	100	8.8	4.9	5.7	10.6	70.1
	R3	100	8.8	4.9	5.7	10.7	70.0
	R4	100	8.7	4.8	5.7	10.6	70.1

(出典：森林以外の面積は、諏訪地方統計要覧)

3 森林転用面積

年次	総数	工場・ 事業場用地	住宅・ 別荘用地	ゴルフ場・ レジャー用地	農用地	公共用地	その他
R2	13,573ha	12,383ha	1,190ha	ha	ha	ha	ha
R3	3,862ha	3,149ha	0,713ha	ha	ha	ha	ha
R4	1,177ha	0,250ha	0,927ha	ha	ha	ha	ha

(出典：過年度伐採届及び林地開発情報)

4 森林資源の現況等

所有形態別

(1) 在(町)者・不在(町)者別私有林面積

	年次	私有林合計	在(町)者 面積	不在(町)者面積			不明
				計	県内	県外	
実数 ha	R4年	5960.30	2,462.65	2,703.25	407.18	2,296.07	794.40
実数 ha	R5年	5975.77	2,451.85	2714.36	412.18	2,302.18	809.56
構成比(%)	R4年	100	41	45(100)	7(15)	39(85)	13
構成比(%)	R5年	100	41	45(100)	7(15)	39(85)	14

(出典：森林GIS)

(2) 保有山林面積規模別林家数

面積規模	林家数					
～1ha	4199	10～20ha	15	50～100ha	8	
1～5ha	770	20～30ha	5	100～500ha	5	
5～10ha	46	30～50ha	8	500ha以上	2	
					総数	5058

(出典：森林GIS)

5 林産物の生産状況

原木(チップ含む)、きのこ類、山菜等

6 森林経営管理制度による経営管理権の設定状況

該当なし

別紙

市町村森林整備計画概要図 (図の大きさはA3版を想定しています)